

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区芝一丁目15番14号

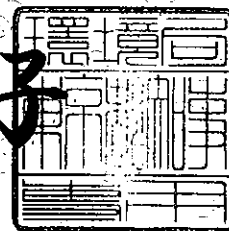
氏名 日本メディカル・ウェイト・マネジメント株式会社
代表取締役 金原 暁治



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 5月 1日

許可の有効年月日 令和 6年 4月30日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれ
き類、ばいじん

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (水銀含有ばいじん等を含む。)

(以上15種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類 (限定内容は裏面のとおり)

汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、金属くず、ガラスくず・コンクリ
ートくず及び陶磁器くず

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (水銀含有ばいじん等を含む。)

(以上7種類)

2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面)

施設所在地：東京都大田区東糞谷四丁目3番15号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入はすべて自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 9年 5月 1日 新規許可

平成 29年 5月 1日 更新許可 第4回

5 積替え許可の有無 無

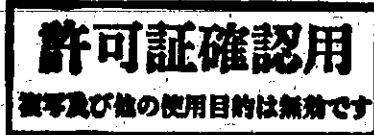
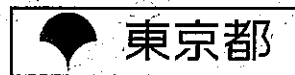
6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面有り)



産廃エキスパート

都認定番号:5-21-B0051S



(裏面)

2. 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区東糞谷四丁目3番

積替え保管面積：33.0㎡

最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管容量
汚泥	ポリ容器20ℓ×17個：0.34m ³
汚泥 (水銀含有ばいじん等に限る。)	ポリ容器20ℓ×7個：0.14m ³
廃酸	ポリ容器20ℓ×24個：0.48m ³
廃アルカリ	ポリ容器20ℓ×24個：0.48m ³
廃プラスチック類 (廃医療系フィルム、廃衣類、廃事務用品及び 廃医療機器類に限る。)	カーゴ2台：3m ³
紙くず	カーゴ2台：3m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。) に限る。)	ペール缶6本：0.12m ³
汚泥、金属くず (廃電池類 (水銀使用製品産業廃棄物) に限 る。)	ペール缶3本：0.06m ³
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず (廃蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄物) に限 る。)	段ボール箱：10.3m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず (廃什器、廃機器類 (いずれも水銀使用製品産業 廃棄物を除く。)) に限る。)	直置き：1.9m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず (廃什器、廃機器類 (いずれも水銀使用製品産業 廃棄物) に限る。)	直置き：1.9m ³
合計：21.72m ³	

(以下余白)